

東アジアの平和を求めてーポスト・コロニアルの日中関係を中心に（第10回）（最終回）

もう一つの世界は可能か？

浅野慎一（摂南大学）

※ 兵庫県AALA連帯委員会『アジア・アフリカ・ラテンアメリカ(兵庫県版)』2024年1月号に掲載した記事を、一部加筆しました。

本連載第7回で、斜陽の覇権国家・アメリカに従属した日本は、すでに崩壊に瀕しており、国民主権による現状打開は困難に陥っていると述べた。

また第9回では、中国が今後、世界資本主義システムの「中核」・覇権国化を目指すのであれば、それは非現実的であるだけでなく、中国国民を含む全人類に深刻な打撃をもたらすと指摘した。

覇権の基盤は、「国民国家 (nation)」である。覇権国家やそのおこぼれを狙う「中核」諸国の国民主権は、自国民以外を主権から排除する排他的・利己的権利にほかならない。

一方、被抑圧・被搾取階級としての「民衆 (people)」は、自らの「生命ー生活 (life)」の発展的再生産のために、「グローバル (global & local)」な非主権的世界での連帯・共同を必然的に構築する。理由は簡単、そうしなければ生きられないからだ。そしてこれこそが民族解放・国民主権にとどまらない、ポスト・コロニアルの新たな社会圏（生活圏）である。

たとえば尖閣諸島をめぐり、日本政府・国民はこれを「固有の領土」と主張し、不正な侵略があれば、日米安保条約や自衛隊を駆使しても、これを死守する。琉球孤に多数の自衛隊基地を配備し、離島住民を「現代の防人」（「国土のグランドデザイン 2050」）にすることも容認する。一方、中国政府・国民も九州・沖縄を含む第一列島線を死守し、尖閣諸島の領有を「核心的利益」と主張する。また1872年、日本政府が琉球王国を一方向的に沖縄県とした「琉球処分」の政治的正統性にも疑惑の目を向ける。日中双方のナショナルな対立は、つねに戦争のリスクを拡大再生産する。

孫歌氏（中国社会科学院）は、かつて次のように述べた。「主権や領土は近代以降の概念で、近代以前の東アジア世界では無効だった。尖閣は中国人にとって自由な往来の目印のような存在だった。尖閣が見えたらそろそろ琉球だという喜びがあった。そこには尖閣がどこに属するかは意味がない。戦争によって生まれた近代以降の主権や国際法を、我々の歴史にあてはめていいのだろうか」、「問題の本質は、国民国家のシステムが我々の地域社会の現実にあてはめていないこと。・・・国民国家という基準よりも重要なのは、民衆の生活圏を尊重できるような枠組み。それをどう我々の知恵で正当化できるか」（『沖縄タイムス』2012. 10. 23）。

では、民衆の社会圏（生活圏）とその重なり合いからなる、もう一つの世界は可能なのか。私は、3つの根拠から、可能だと考えている。

第1に、これは私の本来の専門だが、残留孤児や難民、外国人労働者、夜間中学生、そし

てワーカーズ・コープの人々は、こうした社会圏やその重なり合いを実際に日々、構築している。彼・彼女たちの生活は、ナショナルな公共性では、とても維持し得なかった。むしろ国家こそが生活の危機を創出する主要な原因である場合も、少なくなかった。そして危機に瀕した民衆の生活は、国家への依存ではなく、当事者が相互に孤立せず、自らの問題を解決するための連帯・社会圏を主体的に構築することによってのみ可能であった。もちろんこれは、無数にある多様な解決手段の周地的・補助的な一つとして、国家機能の一部を主体的に「利用」することを妨げない。

第2は、歴史的根拠だ。帝国主義・植民地支配を打倒した主体は「国民 (nation)」ではなく、「民衆 (people)」である。民族解放闘争はほとんどの場合、国権の発動たる戦争ではなく、民衆によって自発的に、それゆえに国籍を問わないグローバルな連帯として取り組まれてきた。反帝国主義・民族解放のスローガンは、国民国家を前提とした「internationalism」や「United Nations」ではない。階級的な「internationalism」だ。そもそも独立以前の植民地に、国家・国民は存在しない。また反帝国主義の民族解放闘争は、「一民族一国家 (単一民族国家)」の形成を目指すものではなく、自民族に抑圧・苦難をもたらす帝国主義に対する広義の階級闘争である。しかもその闘争方法も武力闘争に限定されず、サボータージュ・逃散、生産手段の自主管理、交通・通信網の構築等、広範で日常的な「生活・労働・社会戦」を含んでいた。つまり独自の「生活圏 (社会圏)」の構築により、帝国主義の搾取を機能不全に追い込み、植民地を失効財産にしたのである。「国民」へと飼い馴らされない「民衆」の生活・主体性は、これまでも歴史を創ってきたし、これからも創り続ける。

そして第3は、日本国憲法第9条の存在だ。日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように」、「国権の発動たる戦争」を永久に放棄した。ここで禁じているのは、政府・国家による正当防衛・自衛を含む戦争だ。民衆による民族解放闘争は禁じていない。また日本国憲法は、日本国民の安全と生存が、自他の「国家・国民 (nations)」の戦力・外交・政治・世論ではなく、「平和を愛する世界の民衆 (the peace loving peoples of the world)」によってのみ守られると明記している。つまり憲法平和主義は、国民主権を越えたポスト・コロニアリズムの宣言だ。憲法第9条は、国民主権を克服することによってのみ守られる。そして私は、日本国憲法第9条を守ることこそ、東アジアの平和において不可欠の前提条件と考えている。